

添付法令資料 3 :

土地評価に関する2026年2月19日付インドネシア共和国
農地区画大臣及び国家土地庁長官規則No.3 (目次)

同年5月25日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 土地評価の主体及び対象
 - 第1節 土地評価主体 (第2条)
 - 第2節 土地評価対象 (第3条)
- 第3章 土地評価の実施
 - 第1節 通則 (第4条ないし第6条)
 - 第2節 土地評価データの出所 (第7条ないし第11条)
 - 第3節 地価図の作成
 - 第1款 通則 (第12条)
 - 第2款 土地価格帯図の作成 (第13条ないし第22条)
 - 第3款 筆別地価図の作成 (第23条ないし第31条)
 - 第4節 地価図の更新
 - 第1款 通則 (第32条及び第33条)
 - 第2款 土地価格帯図の更新 (第34条ないし第42条)
 - 第3款 筆別地価図の更新 (第43条ないし第52条)
- 第4章 地価図の活用 (第53条ないし第55条)
- 第5章 土地評価情報に係る苦情申立て (第56条ないし第63条)
- 第6章 資金調達 (第64条)
- 第7章 経過規定 (第65条)
- 第8章 終則 (第66条)